

日 薬 業 発 第 21 号

平成 30 年 4 月 18 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

指定難病の対象となる疾病の追加について

標記につきまして、厚生労働省健康局難病対策課より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

難病法に基づく医療費助成制度の対象疾病の拡大については、平成 27 年 5 月 27 日付け日薬業発 76 号にてお知らせしたところですが、今般、更なる拡大により対象疾病は 331 疾病となったほか、既存の指定難病との統合により対象疾患となったものについては、告示病名の見直しがありました。これらは本年 4 月 1 日より適用されるとのことです。

本制度についての周知用資材などは以下からご覧頂けます。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康
> 難病対策

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nabyou/index.html

事 務 連 絡
平成30年4月13日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康局難病対策課

指定難病の対象となる疾病の追加について

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定難病について、別添のとおり告示され、本年4月1日から適用することとなりましたので、お知らせいたします。

連絡先

厚生労働省健康局難病対策課難病医療係

寺本、藤井

T e l : 03-5253-1111 (内 2355)

E-mail : nanbyou02@mhlw. go. jp

○厚生労働省告示第六十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。</p> <p>一〇百六 (略)</p> <p>百七 若年性特発性関節炎</p> <p>百八〇百七十六 (略)</p> <p>百七十七 ジュベール症候群関連疾患</p> <p>百七十八〇三百二十九 (略)</p> <p>三百三十 先天性気管狭窄症^き／先天性声門下狭窄症^き</p> <p>三百三十一 特発性多中心性キャツスルマン病</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。</p> <p>一〇百六 (略)</p> <p>百七 全身型若年性特発性関節炎</p> <p>百八〇百七十六 (略)</p> <p>百七十七 有馬症候群</p> <p>百七十八〇三百二十九 (略)</p> <p>三百三十 先天性気管狭窄症^き</p> <p>(新設)</p>